やまなしSDGs推進プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、やまなしSDG s 推進プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。) と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、県内企業等の持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。) の達成に向けた取り組みを支援することにより、「誰一人取り残さない」持続可能で包摂 性のある社会を実現することを目的とする。

(組織等)

- 第3条 プラットフォームは、県及び本会の目的に賛同する団体をもって組織する。
- 2 プラットフォームに参加する団体は、県と活動内容等に関する協定を締結するものとする。

(活動内容)

- 第4条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) SDG s に関連する情報発信及び情報共有に関すること
- (2) 県内企業等のSDGsの取り組みの支援に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的の達成に必要な活動

(事務局)

第5条 プラットフォームの事務局は、山梨県知事政策局政策企画グループに置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関する必要な事項は、事 務局が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。